

交通事故等(第三者行為)による傷病での受診について

- 国民健康保険被保険者側に飲酒運転や無免許運転等の不法行為がなければ、国民健康保険(以下国保という)の適用が可能です。
- 第三者行為による傷病で国保を適用した場合には、受診された被保険者のかたへ長崎市国民健康保険課給付係まで連絡するよう御案内ください。
- 第三者行為該当の被保険者のかたが受診された場合には、レセプトの特記事項に「10.第三」を必ず表記していただくようお願いいたします。なお、治療が完了しているにもかかわらず、引き続き「10.第三」の表記がなされている場合がありますので、御確認のうえ提出願います。
- 交通事故以外にも次のような行為が第三者行為となります。
 - ・他人からの喧嘩等の暴力行為
 - ・他人が飼っている動物に噛まれたとき
 - ・外食、購入食品で食中毒になったとき
 - ・ゴルフ、スキー等で他人の行為によって怪我をしたとき
 - ・道路、施設等の管理瑕疵によって怪我をしたとき 等

問い合わせは長崎市国民健康保険課給付係へ
〒850-8685 長崎市桜町2-22 TEL:095-829-1136(直通)